

長岡京の貴紳の家

平良泰久

1995年、長岡京跡の発掘調査で1町規模の宅地が見つかった。場所は京都市南区久世東土川町正登、名神高速道路パーキング・エリア建設予定地である。長岡京でいえば左京二条三坊十五町^(注1)(旧呼称、左京南一条三坊十三町)、ほぼ全容の判明した1町宅地としては、1991年の左京二条二坊十二町(「東院」)^(注2)に次ぐものであった。「東院」と同じ二条条間大路に面し、両者の距離は4町、あたりは貴族の邸宅や官衙町が集中して配置されたところである。十五町の建物配置は、宅地の南北中軸線上にコ字型配置の正殿域をもつ「東院」とは大きく異り、宅地を4分割して各区に建物群等を配している^(注3)。非対称の建物配置は、一見、意外の感を禁じ得なかったが、あるいはこうした配置が1町宅地の通例であったのかも知れない。

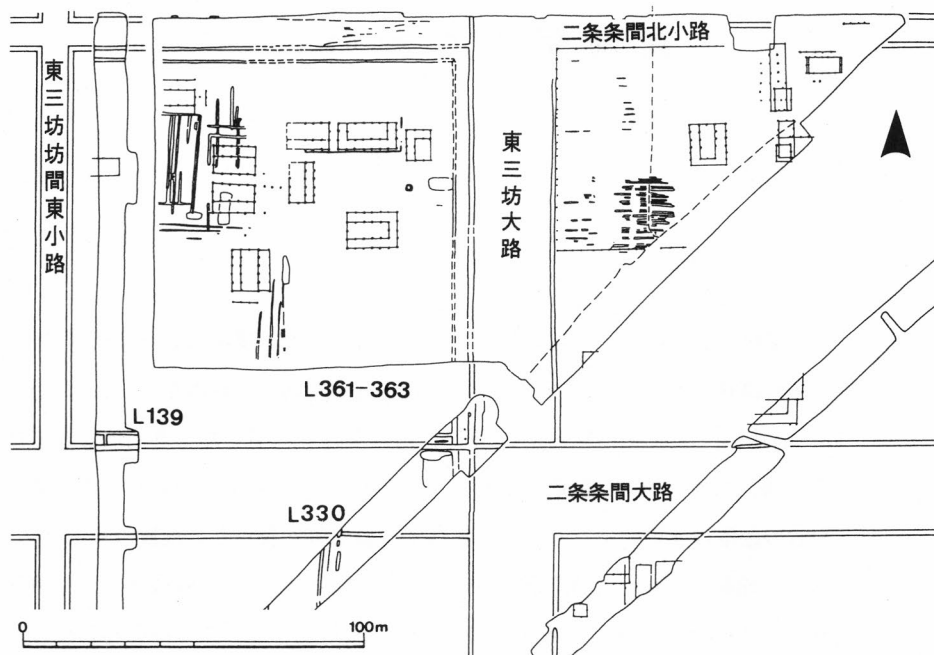
十五町の発掘調査はいまなお継続中であり、出土遺物は未整理であって、その評価等について調査関係者の間でもまだ十分な成案を得ていない。したがって、小稿は調査途上での私の試みの案であり、憶説である。

1. 長岡京左京二条三坊十五町の建物配置

周辺の調査 今回の調査地(左京第361・362・363次)は、東三坊大路を挟み左京二条三坊十五町と同四坊三町、および二条条間北小路に相当する15,500㎡である。三坊十五町が1町宅地であるのに対し、四坊三町は東西中軸線で南・北に分ける1/2町宅地である。

十五町の調査はこれまでに2度行われている。1985年の左京第139次調査^(注4)では二条条間北小路南側溝とそれに平行する宅地内溝、二条条間大路北側溝とそれに平行する宅地内溝、桁行1間(2.2m)以上(2間か)、梁行1間(1.8m)の東西棟掘立柱建物が検出され、南辺の宅地内溝から「□□□我林延□虫□」と記した木簡1点が出土している^(注5)。1994年の左京第330次調査では二条条間大路北側溝と東三坊大路西側溝の交点、およびそれに平行する宅地内溝の交点を検出している。

今回の調査では、宅地の北限と東限を含む約8,100㎡を発掘したことになる。次年度引き続き南側の調査が予定されているから、最終的には十五町宅地の90%ほどを発掘するこ



第1図 左京二条三坊十五町付近の遺構
(戸原和人「長岡京跡左京南一条三坊十三町の宅地」による。一部改変)

とになる。検出した遺構は道路側溝・築地塀・掘立柱建物・掘立柱塀・井戸・溝・土坑等。建物は8棟、建物相互に重複関係はないが、条坊道路の方向に等しいものとやや東に振れをもつものがある。

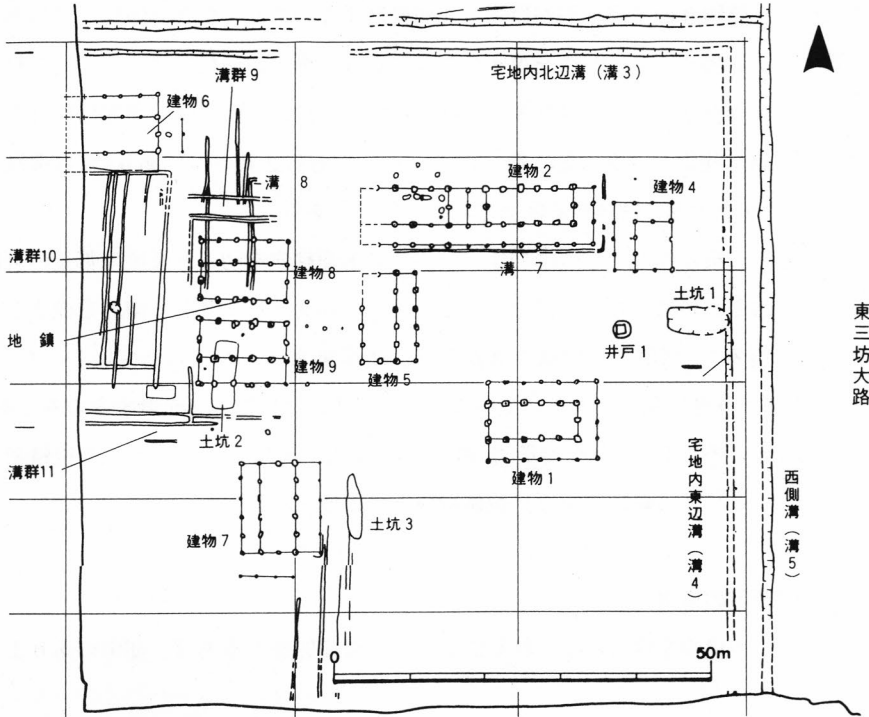
建物配置 1町全域を占有する1つの宅地として使用する。広さはおよそ東西121m、南北114m、面積にして14,000㎡ほどである。四周の道路に面して築地塀がめぐり、北と東に門はなく、未発掘の南築地に門が開くのであろう。

宅地内を区画する明確な施設はないが、東築地心と建物7東側柱筋との距離が60mであり、建物1の南4.8m(建物7の北妻から3列目の柱筋)が北築地心から60mの線にあたることから、宅地は東北区・東南区・西南区・西北区の4区画に分けて利用されたとみられる。

東北区 中央南側に正殿である建物1を置き、その北側に附属建物3棟と井戸1を広場を囲むようにコ字型に配する。最も建蔽率の高い区画である。

北側の東西棟建物は2棟の建物とされるが、桁行の柱間寸法が東廂を除きすべて8尺(2.4m)等間であること、雨落ちとみられる溝7が1条のL字形にめぐることから、桁行12間、梁行2間の身舎に東・南2面に廂が付く1棟の細長い建物の可能性がある。中央の3間を間仕切りし、その西側に甕の据付穴が6カ所ある。

柱間寸法はすべての建物を身舎8尺(2.4m)、廂9尺(2.7m)に統一する。建物1と建物



第2図 建物配置 (戸原和人「長岡京跡左京南一条三坊十三町の宅地」に加筆)

2はすべての柱筋を揃え、建物2の南側柱筋と建物4の北妻柱筋を揃え、建物2と建物5の身舎柱筋を揃える。建物1の北廂柱筋は四行八門の北三門と北四門との境界線に一致する。

東南区 発掘した範囲では建物その他の構築物は一切ない。区画全体が建物1前面の広場にあたる。

西南区 東北隅に両廂付きの南北棟建物7、その南に目隠し塀を置くのみで、その他は広場である。柱間寸法は身舎8尺、西廂9尺に対して、東廂は10尺、柱穴も小さい。西廂より簡素な構造とみられる。北妻柱筋を建物1の南廂柱筋に揃える。建物1の西脇殿的な位置にあるが、両者の距離が離れていることと建物構造から、西南区の管理施設と考えておく。

西北区 方向を異にする建物・溝が重複してあり、他の3区画より利用形態が複雑である。方向・切合関係から3期に整理できる。

I期は、北側に両廂付きの東西棟建物(推定桁行5間)とその東に目隠し塀を置き、南は広場とする。南北溝群8を掘る。建物6の南側柱筋を北一門と北二門との境界線に揃え、他の区画の建物と方向が一致する。左京第139次調査の東西棟の小建物もこの時期のものであろう。

II期は、東側に東西棟建物8・9を建て、溝群9・溝群11が伴う。方向が2°ほど東に

振れをもつが、建物9の南廂柱筋が建物1北廂柱筋すなわち北三門と北四門との境界線にほぼ一致する。建物8・9は柱筋を揃えて南北に並ぶ。身舎の規模はまったく同じ柱間寸法の桁行5間、梁行2間、廂は建物8が10尺、建物9が11尺、両建物の間隔は10尺である。溝群9・溝群11は建物8・9の北・西・南に平行してある2条の溝であり(東は攪乱で不明)、建物8・9を方形に圍繞する区画施設の可能性がある。

Ⅲ期は、さらに東に振れをもつ溝群10。建物6の南廂柱穴を切る。長岡麩都後の可能性もあるが、おおむね建物のない空地にあたるので、建物6を改築して南廂を撤去した段階ともみなし得る。「東院」に同様な溝があり、暗渠排水溝と考えられている^(注6)。ただし、「東院」の溝には多量の瓦が投入されているが、溝群10には砂質土を充填するのみである。

以上記したところは1/100平板測量図(第2図)にもとづくものであって、今後精密な実測図の検討によっては、建物の復原や数値等修正の余地がある。

2. 十五町邸宅の構造

前章で整理した建物配置の中から特徴的な二、三の問題をとりあげ、邸宅のありようを検討してみよう。

建築設計 建物は四行八門の宅地分割線にのっとり、かつ建物の柱筋を揃えて計画的に配置される。身舎の桁行の基本を5間と定め、柱間寸法は身舎を桁行・梁行とも8尺、廂は原則として9尺に統一する。建物の大小を問わずこれほど徹底した例はほかにない。建物の格式は廂であらわず規格品であって、工期短縮に有効である。10尺を設計の基本単位とする「東院」は、格上の設計方式である。

左京第139次調査の小建物を除きすべて廂付建物であることも十五町の大きな特徴である。無廂建物が多い(140棟中107棟、76%)長岡京の掘立柱建物の特徴^(注7)と異り、廂付建物が平城京・長岡京に比べ格段に多い(桁行5間以上では70%以上)平安京に近い^(注8)。長岡京の掘立柱建物の典型は桁行3間、梁行2間であって、桁行の柱間数は5間20%、4間9%、3間50%、2間8%という^(注9)。十五町の建物が長岡京では断然大形の廂付建物群で構成されていることになる。ちなみに平城京での建物規模の平均値は、桁行総長27.32尺、梁行総長14.86尺、大規模宅地である左京三条二坊十五坪では各々32.85尺、16.72尺^(注10)、これに比べて十五町では各44.67尺、26.33尺、平城京左京三条二坊十五町より大きい。

正殿 正殿建物1の規模は桁行総長49尺(14.7m)、梁行総長34尺(10.2m)、150㎡である。長岡京で検出された正殿クラスの建物の規模を比べると、左京二条二坊十町「東院」、右京二条三坊二町例が断然大きく、十五町例がそれに次ぎ、以下100㎡前後が平均的な大きさである。身舎桁行7間、柱間寸法10尺の両廂付建物が最上級の正殿であり、以下身舎

付表 中心建物の規模

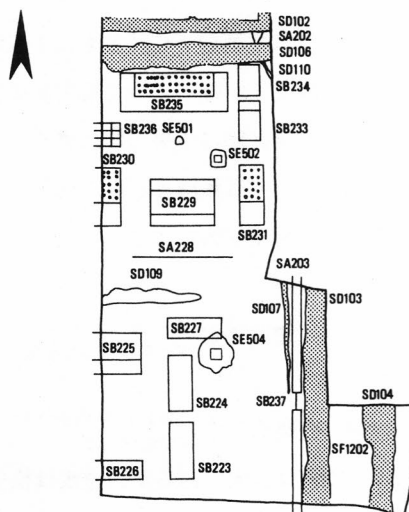
町名	宅地規模	建物名	桁行間	梁行間	廂	柱間寸法 尺			面積 ² m
						桁行	梁行	廂	
左京二条二坊十町	1	S B 26500	7	3	NS	10	10	15	378
左京二条三坊十五町	1	建物 1	5	2	NES	8	8	9	150
左京四条四坊三町	1/2?	S B 14	5	2	N	8.3	8.3	8.3	94
〃	1/2?	S B 24	5	2	S	8	8	9.3	91
左京五条三坊十五町	?	S B 02	7	2	S	8	8	10.5	134
左京五条三坊十六町	?	㊸	5	2	N	6.8	8.7	9	81
右京二条三坊二町	1	S B 2569	7	2	NS	10	10	13	290
右京四条二坊八町	1/2	S B 05	5	2	S	9	8	9	101

桁行・柱間寸法・廂の3要素で格付けできる。十五町正殿より小さな建物は原則として片廂である。

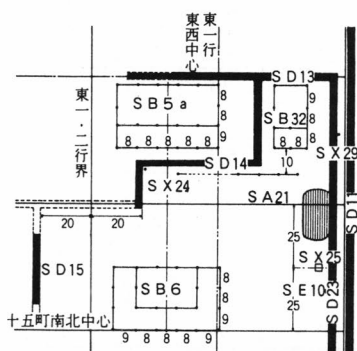
長岡京では格式の高い正殿はまだ余りみつかっていないが、またそうした建物はもともと極めて少ないといえるのである。それにしても、建物1は他の建物と同じ桁行5間であり、十五町で際立って立派な建物にはみえない。先の平城京左京三条二坊十五坪の正殿は桁行9間、梁行2間、柱間寸法10尺等間の両廂付建物であって、その格差は大きい。建物1は、大規模宅地の正殿としては少し気になるところである。あるいは、宅地の東南区の広場に本格的な正殿を建てる予定だったのであろうか。

酒造施設 甕据付穴をもつ建物は平城宮造酒司で多数検出され、酒倉と考えられている^(注11)。

甕据付穴をもつ建物は長岡京でもいくつか知られている^(注12)、大甕は液体貯蔵容器であって、それだけではまさしく甕倉である。酒造施設とするには、井戸とか、精米・洗米、麴造、もろみ仕込、圧縮絞り等の作業場が必要である^(注13)。その意味で、甕倉を含む複数の建物と井戸・広場がセットをなす十五町は、平城宮造酒司^(注14)・平城京右京二条三坊四坪^(注15)とともに酒造施設とする要件を備えている。甕倉建物2の東区は作業室、建物4は大炊殿、建物5は管理棟であろうか。井戸1は最も格式高い横板井籠組井戸であり、底には礫と木炭を厚さ30cmほど詰め、浄水に対する周到的配慮がうかがえる。建物配置の基本は平城京右京二



第3図 平城京右京二条三坊四坪
(鐘方正樹ほか「平城京右京二条三坊四坪・菅原東遺跡の調査」による)



第4図 平安京右京二条三坊十五町
(平尾政幸「平安京右京二条三坊」による)

条三坊四坪に近いが、公的施設の大規模な酒造専用区画とみられる四坪に対して、十五町は甕掘付穴も少なく、邸宅の厨で行われた小規模な酒造である。広場を囲む複数の建物と井戸からなるこうした配置は、酒造施設の基本的な配置とみられ、平安京に引き継がれる。平安京右京二条三坊十五町は最もよく似た配置であり、北の東西棟建物の身舎西寄りに4行8列の甕掘付穴がある^(注17)。

当時の貴族の生活に酒が必需品だったことは『続日本紀』に頻出する宴会記事を引くまでもなく、またそうした社交の場で地酒ならぬ家酒の目利きに華

が咲いたのであろう。時に自慢の酒を天皇に献上することもあったのである(『続日本紀』宝龜6年10月13日条)。京内宅地でままみつかる酒造施設は、こうした当時の貴族生活の一端をうかがわせるものである。ちなみに、必ずしも一般化はできないが、長屋王の家政機関に「酒司」があった^(注18)。

双堂 建物8・9は、囲郭の中に同じ桁行の建物を前後に並べた双堂である。双堂とは、うしろが正堂、前が礼堂で、奈良時代から始まり、金堂などの中心的な建物には用いられなかったが、平安時代にはかなり多くなり、両堂の屋根が一体化して、奥行の深い本堂形式ができる、という^(注19)。

建物8・9は柱掘形・柱径ともに十五町の建物の中で最も大きく、建物9の柱抜取穴から出土した桧皮・漆喰によって桧皮葺屋根、白壁塗りの重厚な建物に復原できる。さらに正堂建物8南側柱筋の中央の間にガラス玉10個を入れた二彩陶小壺を埋納しているのであって、地鎮もしくは鎮壇具とみられる。

『西大寺資材流記帳』には、

十一面堂院

檜皮葺雙堂二字 長十一丈五尺
廣十丈五尺蓋頭在龍舌廿八枚

四王院

檜皮葺雙堂二字 各長十二丈雙廣八丈六尺
蓋頭龍舌廿八枚

とある。規模は巨大であるが、屋根は桧皮葺であった。

東大寺法華堂は、『東大寺要録』に、

五間一面 在礼堂

五間檜皮葺礼堂一字

^(注20)とある。これは、礼堂が無廂であるほかは、十五町の双堂と同じ構造である。

宅地の中に仏堂を建てることは、慶滋保胤の『池亭記』や大江公仲の家地(『平安遺文』1338号、嘉保2年正月10日大江公仲処分状案)その他にみられる。遺跡としても、長屋王邸東内郭中区の瓦葺建物S B 4300は^(注21)仏堂と推定され、また長岡京左京二条三坊三町出土の「供養」墨書土器は官人宅で行われた仏事に使用したものとみられている。^(注22)仏堂と特定する根拠はなかなかみずかしいが、居住者の信仰を直接示す仏教施設として注意すべき問題であろう。

各区画の性格 宅地を4分割した東北区が中心的な施設である。正殿の北側の建物群が厨であって、季節的に酒造等を行ったものとみられる。

東南区は儀式・行事のための正殿前面の広場として利用され、西南区は作業場とその管理棟の区画であろう。

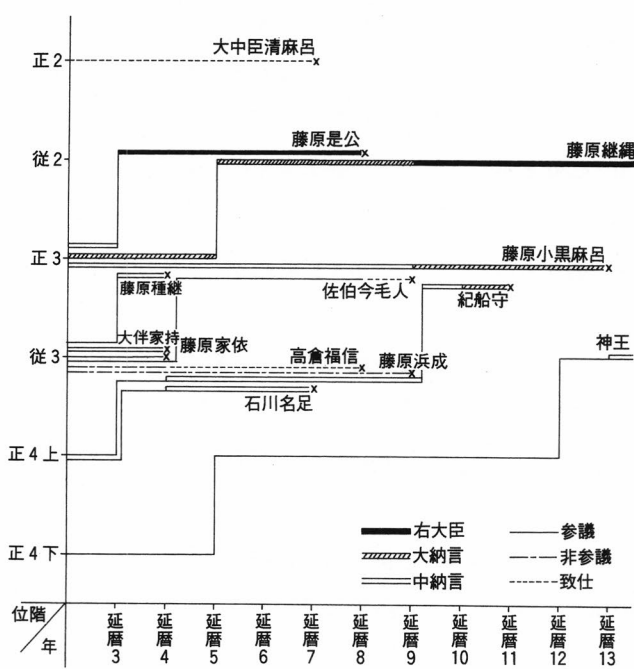
西北区は、当初西南区と別種の作業場と管理棟の区画であったが、のちに一画に仏教施設(双堂)が建てられる。居住者の精神生活をうかがえる施設である。

3. 十五町邸宅の居住者をめぐって

宅地班給 延暦3(784)年5月、桓武天皇は使を遣わして新京の地を相せしめ、翌月造長岡宮使を任命、同じ年の11月に早くも新京に遷った。突貫工事としても、都造りがどの程度進んでいたのか明かでないが、その間の6月23日には上級貴族達に正税68万束を与えて、邸宅造営を援助している。長岡京に宅地班給記事は残されていないが、その頃には宅地班給も進んでいたはずである。

宅地班給基定については藤原京と難波京とに明文規定があり、平安京は難波京に準じたものと考えられるが、^(注23)平城京については藤原京準^(注24)と難波京準^(注25)とがある。ここではそれを繰り返さないが、それに関わる点を付け加えておく。

天皇が居住する内裏がこの問題を考える上で1つの手懸りになる。内裏は住宅の格付けの頂点に位置する最上級の住宅であって、これこそが宅地班給の最高基準であったとみなし得る。内裏の規模は、不明な藤原宮を除き、平城宮・難波宮・長岡宮・平安宮とも一辺180~160mで一定している。面積でいえば27,000m²前後、1町14,400m²の約2倍の広さである。官衙配置の判明している平城宮では、内裏関連官衙を含めた広さは2町四方、4町にあたる。律令国家では宮の全体が天皇の機関であり、直接的には宮内省被管の官司が奉仕するのは確かなところであるが、朝堂院と分離した内裏に「公的」内郭と「私的」後宮とが存在するのであって、他と区別された天皇の住宅の具体的結界としての内裏の意味は十分有効であろう。平安時代の「法の如き一町家」の源が内裏にあることはすでに指摘し



第5図 遷都時の公卿の昇進

たところであって、宅地班給規定は、天皇を頂点とする貴族以下の住宅の格付けの理念であった。この論理の可否の鍵は藤原宮の内裏が握っていることになる。解明を期待したい。

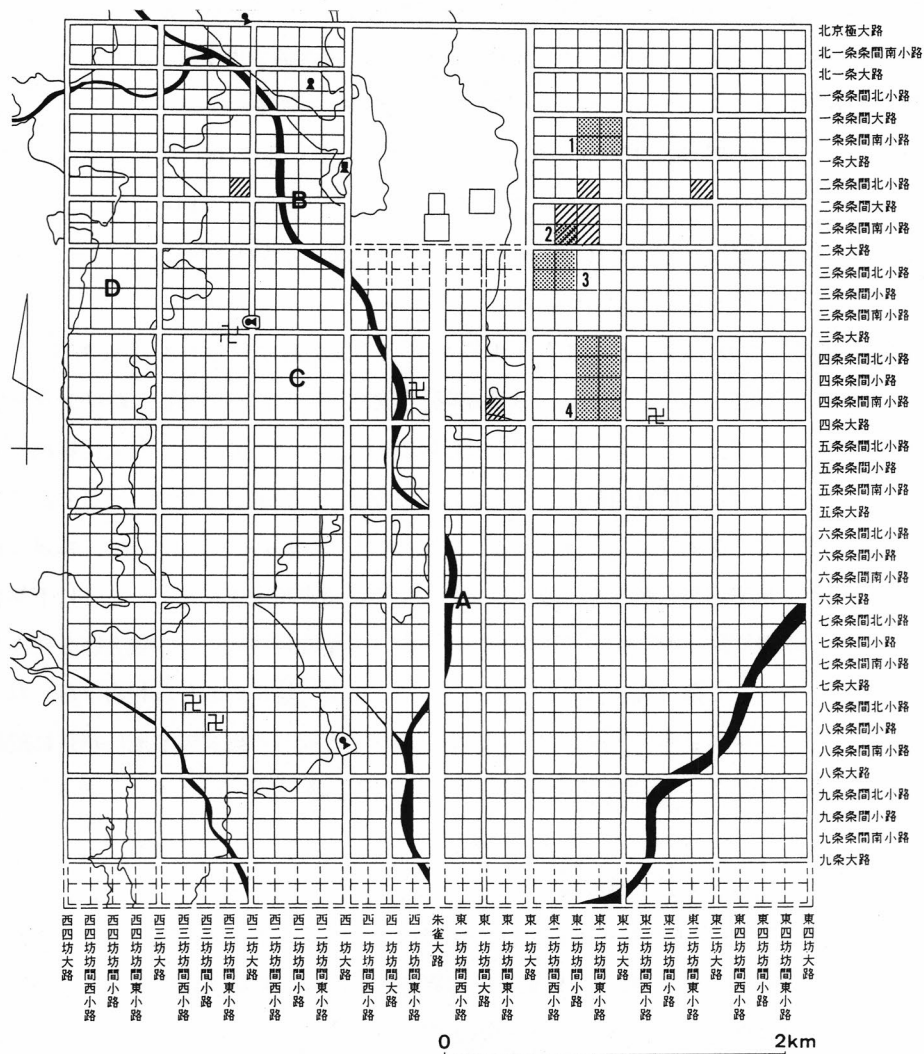
もちろん、規定はあくまでも規定であって、実際の宅地班給にあたっては、位階のみでなく官職もまた考慮されたことであろう。同じ貴族とはいえ、三位以上と四位・五位との間には著しい格差があったし、同じ

く「通貴」とされた四位と五位とにも実は大きな違いがあった。令外の議政官である参議に四位の者は任命されたが、五位の者が任じられることはなかった。死去した場合、三位以上は「薨」、四位・五位は「卒」と定められた(『喪葬令』)が、『続日本紀』に卒去の記事が載るのは原則として四位のみであった。ちなみに、四位相当官15人に対し、五位相当官は約120人(『官位令』)である。令制では一括されることの多い四位・五位は、実際には大きな格差があったとみるべきである。

遷都時の公卿 長岡京左京二条三坊十五町の居住者は誰か。ここでの前提は難波京の宅地班給規定、1町宅地=三位以上であり、四位の参議を対象に加えた。

延暦3年、長岡遷都時の公卿は、右大臣従二位藤原是公、大納言正三位藤原繼繩、中納言正三位藤原小黒麻呂、中納言正三位藤原種繼、中納言従三位大伴家持、参議従三位藤原家依、参議従三位佐伯今毛人、参議従三位石川名足、参議従三位紀船守、参議正四位下神王、さらに議政官ではない弾正尹従三位高倉福信、大宰員外帥従三位藤原浜成、そしてすでに致仕していた正二位大中臣清麻呂の13人である。

このうち、大中臣清麻呂は延暦7年平城京右京二条の邸で死去するまで平城京を離れなかったようである。藤原浜成は長く大宰府にあり、延暦元年の氷上川継事件に連坐して都に帰ることなく、延暦9年任地で死去した。延暦4年に致仕、同8年に死去した高倉福信も平城京に留っていた可能性が高い。



第6図 平城京・長岡京の宅地（山中章「古代条坊制論」に加筆）

斜線は発掘された長岡京の大規模宅地、網目は平城大規模宅地。

- 1. 藤原不比等邸 2. 藤原麻呂邸 3. 長屋王邸 4. 田村第 A. 神足家
- B. 大中臣清麻呂邸 C. 藤原清河邸・藤原良継邸 D. 藤原永手・藤原内麻呂邸

残りの11人は長岡京に住居を構えていたとみられるが、藤原種継は延暦4年暗殺され、藤原家依・大伴家持も同年中に死去、石川名足は延暦7年に死去しているのであって、十五町の居住者からは除外してよい。神王は平安京で右京に住んでいた可能性が高く、長岡京でも同様とみて省いておく。

藤原四家の宅地 藤原氏は不比等の子の代に四家に分かれる。長男武智麻呂の南家、二男房前の北家、三男宇合の式家、四男麻呂の京家である。居住地の手懸りのある平城京を参考にしながら、彼等の長岡京の宅地を検討してみよう。新京の班給宅地の占定にあたっ

ては、古京の宅地との関係が当然基準の中に考慮されたものと考えられるからである。^(注28)

当時廟堂の中樞を握っていたのは、右大臣是公・大納言繼繩を出す南家であった。南家の祖武智麻呂は左京の人であって、平城宮の南に邸を構え南卿と呼ばれていた(『家伝』下)。是公は平城京田村第に居住(『続日本紀』延暦3年閏9月17日条)、田村第は左京四條二坊九・十・十一・十二・十三・十四・十五・十六坪を占める藤原仲麻呂の邸宅であっ^(注29)て、是公が南家の嫡流としてこれを伝領していたのである。長岡京でも左京四條二坊あたりに宅地を得ていたと考えておこう。

繼繩の邸宅については手懸りになる史料がある。維摩会が行われた「長岡神足家」(『日本逸史』延暦20年10月丁巳条、『扶桑略記』延暦21年10月条)である。維摩会を主催するのは藤原氏の氏上であって、^(注30)延暦20・21年段階の氏上は廟堂の首班、右大臣繼繩である。したがって、神足家は繼繩第と考えてよい。ちなみに、長岡京の時代、天皇の高椅津(山崎津)行幸の際、繼繩第に立寄っている(『続日本紀』延暦6年8月24日条)。神足は長岡宮から山崎へ朱雀大路を南下する道筋にあたり、繼繩第を神足家に当てることに不都合はない。神足家の位置を特定するのはむずかしいが、大字神足の範囲は朱雀大路を挟み左京六條一坊・二坊、七條一坊・二坊と右京六條一坊、七條一坊におおむね相当する。右京七條一坊一町に神足家をあてる説があるが、^(注31)是公の邸宅と同じく南家の宅地は左京に班給されたとみられるので、神足家は左京六條一坊もしくは七條一坊にあったものと考えておきたい。

式家良繼の邸宅は平城京右京四條二坊にあつて、寺(弘福院)に改造している(『公卿補任』)。長岡京建設を主導した種繼は良繼の甥であつて、延暦4年9月23日夜陰に襲撃され、翌日邸宅で死去した。『日本靈異記』下巻第38によれば、襲撃現場は長岡宮の島町だ^(注32)ったという。島町は現在の島坂(石塔寺の前の坂)に比定されており、そこはちょうど長岡宮の若犬養門(皇嘉門)のあたり、この門を出れば右京の二條大路である。種繼の邸宅が右京であればまさに帰路にあたるどころである。種繼は清成の子であるが、清成の兄良繼亡きあと式家を代表する出世頭であつて、平城京良繼邸のあたりに長岡京で宅地を班給されたものとみたい。

北家は南家に対する呼称であつて、房前は北卿とも称された(『続日本紀』天平宝字4年8月7日条)。房前の邸が南家武智麻呂の邸の北方にあつた可能性が高いが、場所はわからない。房前の二男永手は長岡大臣、永手の甥内麻呂は後長岡大臣と呼ばれた。この長岡は、『行基年譜』に「長岡院 在菅原寺西岡」とみえる長岡と同じ所であろう。菅原寺(喜光寺)は平城京右京三條三坊九・十・十四・十五・十六町にあり(『行基年譜』)、長岡院は同四坊にあつたものとみられる。永手・内麻呂の邸宅もまた菅原寺の西の岡＝長岡に

あって、それに因んで長岡大臣・後長岡大臣と称されたのであろう。房前の四子清河は良継と同じ平城京右京四条二坊に邸宅を構え、のちに寺(濟恩院)に改造する(『類聚国史』第180仏道7諸寺)。北家の大納言小黒麻呂の邸宅の手懸りはないが、上と同様右京の四条以北にあった可能性が高い。

京家については、その祖麻呂邸が平城京左京二条二坊五町で発掘されている^(注33)。京家浜成が不遇のうちに大宰府で死去したことは前掲のとおりであって、その後京家が権力の中樞に登ることはなかった。

以上の粗っぽい整理によれば、南家と京家は左京、北家と式家は右京に住み分けが行われていたものとみられるのである。

佐伯今毛人 さて、十五町の居住者、残る候補は佐伯今毛人と紀船守の2人に絞られる。佐伯今毛人は左京の人(『大日本古文書』巻25天平勝宝5年6月15日丹裏古文書第34号造東大寺司解)、紀船守は左右京いずれに居住していたか直接の史料はないが、子の梶長が平城京左京二条五坊七町に家地1町を所有(『平安遺文』第1巻延暦23年6月10日僧綱牒、延暦23年6月20日東大寺家地相換券文)、これが父船守の宅地を伝領したものと考えることができる。五坊は平城京の外京であって、長岡京には存在しないが、船守の宅地が左京にあった可能性は高いといえる。

十五町の居住者について、史料から推測し得ることは以上のとおりであるが、ここで注目されるのが十五町西北区で検出された双堂である。これは居住者の仏教信仰の深さを示すものであって、佐伯今毛人の姿と美事に重なってくるのである。

佐伯今毛人^(注34)は、右衛士督従五位下人足の子、養老3(719)年に生まれる。天平15(743)年東大寺造営に加わり、次官を経て、天平勝宝7(755)年造東大寺司長官となり、以後3度の造東大寺司長官や怡土城専知官・造西大寺長官等を務め造営事業を采配した。その間、撰津大夫・大宰大式・左大弁・皇后宮大夫等を歴任、延暦3(784)年5月長岡村に遣されて京地を相し、同6月藤原種継・紀船守・石川垣守等とともに造長岡宮使に任じられた。それより前延暦元年6月佐伯氏では前例のない従三位に叙され、同3年12月参議、同4年6月正三位にまで進み、同8(789)年正月致仕、翌9年10月3日死去した。時に72歳。聖武天皇が名づけて「東大寺居士」と称したほどに今毛人の生涯の大半は東大寺の造営にあてられた。写経・誦経を行い仏教に深く帰依し、宝龜7(776)年には兄真守とともに平城京左京五条六坊の地を大安寺から購入、佐伯院(香積寺)を建立した。今毛人は、渦巻く幾多の政争の中であって、技術官僚としての高い矜持と厚い信仰心をもって慎み深く生き、佐伯氏としては前例のない公卿に列したのである。彼の不幸は、宝龜10(779)年将来を託すべき息子三野(右京大夫従四位下)に先立たれたことであつた。彼の心はいっそう深く仏

教に傾斜していったに違いない。

十五町の双堂は前掲のとおり東大寺法華堂と同じ間口5間の堂であって、「東大寺居士」と称された今毛人であれば、東大寺法華堂をなぞった双堂を邸宅に建てることは大いに理解できるところである。さらに1つ、今毛人が建てた佐伯院の金堂は、延喜5(905)年の「佐伯院付属状」(『平安遺文』第1巻)に、

五間檜皮葺堂舎壹宇 金色薬師丈六像壹軀

同色魯士日光月光菩薩像貳軀 檀相十一面觀音像壹軀

とある。双堂であったかどうか判らないが、間口の規模と屋根の葺方は十五町の双堂と同じである。

十五町の宅地には整然とした計画で建物が配置されるが、柱間寸法を揃えた規格品を使い工期短縮に技術のほどを駆使している。一方で、正殿は1町敷地の建物としては質素といえるほどであり、さらには自ら住まう建物より立派な仏堂(双堂)を建てているのであって、そこには信仰心が厚く実直な性格の居住者の姿が彷彿とするのではないか。佐伯今毛人は、この邸宅の居住者にふさわしい風貌を備えている。

発掘調査された長岡京の宅地を検討して3章を論じるつもりであったが、時間が許さず果たせなかった。したがって、議論に広がりや欠いている。長岡京の宅地については、機会があればあらためて考えてみることにし、ひとまず筆を置く。

小稿の作成にあたっては、浅川滋男・井上満郎・岩松保・川上貢・竹井治雄・鶴岡典慶・戸原和人・土橋誠・中川和哉・中澤圭二・野島永・南博史・森島康雄の各氏に助言と協力を得た。また山中章氏には、忙しい中を議論の相手になっていただいた。多謝。(1996.1.20了)

(たいら・やすひさ=当センター調査第2課課長補佐兼調査第4係長)

注1 条坊呼称は、山中章「古代条坊制論」(『考古学研究』第38巻第4号 考古学研究会 1992年)による。

注2 山中章「京都府向日市長岡京東院跡」(『日本考古学年報44(1991年度版)』 日本考古学協会 1993年)

注3 戸原和人「長岡京跡左京南一条三坊十三町の宅地」(『京都府埋蔵文化財情報』第58号 京都府埋蔵文化財調査研究センター 1995年)

注4 久世康博・上村和直「長岡京左京一条三坊・二条三坊」(『昭和60年度京都市埋蔵文化財調査概要』京都市埋蔵文化財研究所 1988年)

注5 上村和直「京都・長岡京跡(2)」(『木簡研究』第8号 木簡学会 1986年)

- 注6 山中章「京都府向日市長岡京東院跡」(前掲)
- 注7 山中章「長岡京の建築遺構と宅地の配置」(『長岡京古文化論叢』 同朋舎出版 1986年)
- 注8 南孝雄「平安京掘立柱建物の特性～庇付き建物の展開～」(『研究紀要』第1号 京都府埋蔵文化財研究所 1994年)
- 注9 山中章「長岡京の建築遺構と宅地の配置」(前掲)
- 注10 本中真「宅地利用の実際」(『季刊考古学』第22号特集古代の都城 雄山閣出版 1988年)
- 注11 菅原正明「甕倉出現の意義」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第46集 国立歴史民俗博物館 1992年)
木村泰彦「甕掘付穴を持つ建物についての再検討」(1995年4月26日長岡京連絡協議会発表資料)
- 注12 堀内明博「長岡京出土の特殊建物遺構に関する2・3の覚え書き―所謂甕掘付穴付掘立柱建物の類型別分析について―」(『長岡京古文化論叢』Ⅱ 三星出版 1992年)
- 注13 菅原正明「甕倉出現の意義」(前掲)
- 注14 鳥田敏男「造酒司地区の調査 第182次」(『昭和62年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』奈良国立文化財研究所 1988年)
浅川滋男「造酒司地区の調査 第241次」(『1993年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』奈良国立文化財研究所 1994年)
- 注15 鐘方正樹・久保清子ほか「平城京右京二条三坊四坪・菅原東遺跡の調査 第273-1・276次」(『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書』平成5年度 奈良市教育委員会 1994年)
- 注16 平尾政幸「平安京右京二条三坊」(『平安京跡発掘調査概報昭和61年度』京都市文化観光局 1987年)
- 注17 堀内明博「長岡京出土の特殊建物遺構に関する2・3の覚え書き―所謂甕掘付穴付掘立柱建物の類型別分析について―」(前掲)
- 注18 奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』(吉川弘文館 1991年)
- 注19 太田博太郎「双堂」(『国史大辞典』8 吉川弘文館 1987年)
- 注20 福山敏男「東大寺法華堂の建立」(『寺院建築の研究』中所収 中央公論美術出版 1982年)には、「永観2年の分付帳に、五間一面庇瓦葺正堂一字 五間檜皮葺礼堂一字とある」と記す。これによれば、正堂は瓦葺である。
- 注21 町田章「平城京」(『新版古代の日本』第6巻近畿Ⅱ 角川書店 1991年)
- 注22 清水みき「墨書土器「車宅」をめぐる」(『長岡京古文化論叢』 同朋舎出版 1986年)
- 注23 秋山国三「平安京の宅地配分と班田制について」(『京都「町」の研究』所収 法政大学出版局 1975年)
平良泰久「都城の宅地」(『埋蔵文化財発掘調査概報(1981-1)』京都府教育委員会 1981年)
- 注24 大井重二郎『平城京と条坊制度の研究』(初音書房 1966年)ほか。明言はないものの、藤原京の規定に準拠する考えは多い。
- 注25 平良泰久「都城の宅地」(前掲)

- 注26 平良泰久「都城の宅地」(前掲)
- 注27 平良泰久ほか「平安京跡(右京一条三坊九町)昭和54年度発掘調査概要」(『埋蔵文化財発掘調査概報(1980-3)』 京都府教育委員会 1980年)
- 注28 平良泰久ほか「平安京跡(右京一条三坊九町)昭和54年度発掘調査概要」(前掲)
- 注29 岸俊男「藤原仲麻呂の田村第」(『日本古代政治史研究』所収 塙書房 1966年)
- 注30 土橋誠「維摩会に関する基礎的考察」(『古代史論集』下巻 塙書房 1989年)
- 注31 山本輝雄・久保哲正「長岡第九小学校建設にともなう発掘調査概要 長岡京跡右京第10・28次調査(7 ANMMB地区)」(『長岡京市文化財調査報告書』第5冊 長岡京市教育委員会 1980年)
- 注32 中山修一「長岡京の史脈」(『向日市史』上巻 向日市 1983年)
- 注33 奈良国立文化財研究所編『平城京長屋王邸宅と木簡』(前掲)
- 注34 佐伯今毛人については次の文献を参考にした。
「佐伯今毛人」(竹内理三・山田英雄・平野邦雄編『日本古代人名辞典』第3巻 吉川弘文館 1961年)
角田文衛『佐伯今毛人』(吉川弘文館 1963年)